

住宅用火災警報器の設置義務開始

総務省消防庁は、住宅火災による死者数を減少するために消防法を改正し、一般家庭にも住宅用火災警報器等の設置を義務付けることとしました。

新築の住宅等については去年（平成18年）の6月1日からで、既存の住宅等については平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

販売店・価格等

- お近くのホームセンターや電気店、防災設備等の取扱店でご購入いただけます。
- 価格は、メーカーや種類、電池の寿命等により異なりますが、1個約4,000円から10,000円程度です。鑑定マーク「NS」がついてる感知器は、火災を感知する機能に差はありません。

住宅用火災警報器の概要

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を自動的に感知し、住宅内にいる人に対し、警報ブザーや音声により火災の発生をいち早く知らせ、避難をうながす器具です。

- 警報器等は、普段使っている寝室および2階等に寝室がある場合はその階の階段の上部にも設置します。
- 天井や壁に簡単に取り付けられます。
- 電池式（電池寿命5年・10年使用可有）とAC100Vタイプの2種類があります。
- 電池が少なくなると音が鳴ります。

悪質商法に注意しましょう!!

住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として、内容を偽って強引に火災警報器を売りつける悪質商法が発生しています。悪質商法にだまされないよう十分にご注意ください。

悪質商法の手口(セリフ)の例	本当は…
今すぐ取り付けなければ罰金を科せられる	罰金を科せられることはありません
この警報器でなければならない	いろんな種類から選択することができます
消防署から許可を得て販売しています	消防署は警報器の斡旋等はしていません
今なら安く取り付けられますよ	ホームセンターなどで容易に手に入ります

訪問販売で契約を行う時はその場で契約をしてしまうのではなく、必ず誰かに相談をしましょう。津久見市では、地区の消防団が購入の斡旋を行いますので、お気軽に相談してください。

◎(財)日本消防設備センターに「住宅用火災警報器相談室」があります。

フリーダイヤル **0120-565-911**

火災・救急・救助は119番
津久見市消防本部・津久見市消防団
問い合わせ先 ☎82-5211

